

路上喫煙防止指導啓発等業務委託 仕様書

「守口市路上喫煙の防止に関する条例」（平成 29 年 3 月 24 日条例第 21 号。以下「条例」という。）及び「守口市路上喫煙の防止に関する条例施行規則」（平成 29 年 3 月 31 日規則第 19 号。以下「規則」という。）に基づいた、市内の路上喫煙禁止区域（以下「禁止区域」という。）における路上喫煙者等に対する指導及び啓発業務と路上喫煙実態調査業務について、市（以下「発注者」という。）から受注者への委託に際して必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

路上喫煙防止指導啓発等業務委託

2 目的

当業務は、禁止区域において路上喫煙防止の指導・啓発を実施することにより、喫煙マナーの向上を図り、市民等が安全・安心に暮らせる生活環境の確保に繋げるとともに、市内における路上喫煙の実態調査を実施し、把握した現状を今後の関連施策等の検討に活用することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日～令和 11 年 3 月 31 日

4 実施場所

- (1) 指導及び啓発業務 別紙「市内路上喫煙禁止区域」に示す区域
(2) 路上喫煙実態調査業務 以下の表に示す鉄道駅付近の路上(以下「駅前」という。) 8 箇所^{※1}

| 鉄道名・路線名 | 駅名 |
|-----------------|--|
| Osaka Metro 谷町線 | 大日駅、守口駅、太子橋今市駅 ^{※2} |
| 京阪電車京阪本線 | 西三荘駅 ^{※3} 、守口市駅、土居駅、滝井駅、千林駅 ^{※4} |

※1 各地点の詳細は、別途発注者が受注者に伝えるものとする

。

※2 駅の所在地は大阪市であるが、守口市域に属する同駅東部区域を対象とする。

※3 駅の所在地は門真市であるが、守口市域に属する同駅南西部区域を対象とする。

※4 駅の所在地は大阪市であるが、守口市域に属する同駅北東部区域を対象とする。

5 業務の履行開始までの準備事項

- (1) 受注者

受注者は、以下のアからキまでに示す事項について、実施しなければならない。

ア 路上喫煙防止指導員（以下「指導員」という。）として配置するすべての者に関する以下のⅠからⅢまでに示す事項について、発注者に対して報告すること。

Ⅰ 所属 Ⅱ 氏名 Ⅲ 生年月日

イ 業務の履行に支障をきたさないよう、指導員の数を確保すること。

ウ 指導員に対し、業務開始前に本市条例に関する研修を実施すること。研修実施後、研修を実施した旨の誓約書を市に提出すること。

エ 発注者から引き継ぐ業務関連事項等について、すべての指導員に周知すること。

オ 指導及び啓発業務について、履行初月の月間業務計画書を提出すること。

カ 指導及び啓発パトロール（以下「パトロール」という。）の際に使用する啓発アナウンスを再生する機器（10 W程度のスピーカー出力）を必要数用意すること。なお、音声データについては、発注者が作成し、電子メールにてMP3フォーマットで受注者に送信する。

キ 業務に従事する指導員に携行させる、移動経路の記録が可能なGPS機器を必要数用意すること。

(2) 発注者

発注者は、以下のアからウまでに示す事項について、実施しなければならない。

ア 受注者に対して業務の十分な引き継ぎを行い、履行開始後においても、必要に応じて受注者への同行等によりこれを行うこと

イ 受注者に対して、(1)アで報告のあった指導員の路上喫煙防止指導員証（以下「指導員証」という。）を発行すること。

ウ 受注者に対して、業務の履行に必要な啓発ベストや啓発帽子、携帯灰皿等（以下「貸与品」という。）を貸与すること。

6 業務内容

(1) 指導及び啓発業務

受注者は、指導員二名一組を配置し、指導員は以下のアからキまでに示すものを携行し、又は着用した上で、以下の表のとおりパトロールを実施するものとする。

ア 指導員証

イ 啓発ベストと啓発帽子

ウ 啓発アナウンスを再生する機器

エ 携帯灰皿

オ 禁止区域の案内リーフレット

カ GPS 機器

キ その他発注者が指示するもの

表 指導・パトロールの項目と内容

| 項目 | 内容 |
|--------|---|
| 業務詳細 | <p>パトロールの際は、以下の①から⑦のとおり実施すること。</p> <p>① 路上喫煙者を視認したときは、声掛けにより条例の周知を行い、喫煙をただちにやめるよう指導すること。</p> <p>② 路上喫煙者への指導の際には、禁止区域の案内リーフレットを適宜提示し、必要に応じてこれを手交すること。</p> <p>③ 指導員の周辺5 m程度に聞こえるよう、啓発音声を再生すること。</p> <p>④ 路上喫煙者のたばこの火を消す場合は、適宜携帯灰皿で処理するとともに吸い殻を適正に処理すること。</p> <p>⑤ 指導数やその他指導に関する事柄を記録すること。</p> <p>⑥ 業務の際は、GPS 機器を常時携帯し、業務時間中の移動経路を記録すること。</p> <p>⑦ その他発注者が指示すること。</p> |
| 場所 | 4(1)に示す禁止区域 <u>2箇所</u> （守口地区、大日地区） |
| 期間 | 令和8年度については6月1日から令和9年3月31日まで実施すること。 令和9年度、10年度については4月1日から翌年3月31日まで実施すること。ただし、各年度12月28日から翌年1月3日までの期間は除く。 |
| 時間 | 一つの地区において、1回あたり連続した <u>1時間</u> とする。 |
| 時間帯・回数 | <p>一つの地区において、原則として週2回の頻度で各年度合計104回実施（令和8年度については86回）し、「平日」と「土曜日、日曜日、祝日又は振替休日（以下「土日祝等」という。）」について、それぞれ以下のとおり実施すること。</p> <p>[平日] I～IV</p> <p>I 午前7時40分 から 午前8時40分 まで：29回（令和8年度24回）</p> <p>II 正午 から 午後1時 まで：13回（令和8年度11回）</p> <p>III 午後3時 から 午後4時 まで：13回（令和8年度11回）</p> <p>IV 午後5時30分 から 午後6時30分 まで：29回（令和8年度24回）</p> <p>[土日祝等] V</p> <p>V 午前9時から午後5時30分までの間の1時間^{※5}：20回（令和8年度16回）</p> |
| 備考 | <p>以下の①、②を遵守すること。</p> <p>① 一つの地区において、原則として同日に2回以上実施しないこと。</p> <p>② 清潔感のある身だしなみのもと、路上喫煙者等に対して丁寧な言葉遣い等で対応するよう徹底すること。</p> |

※5 時間帯の詳細は、別途発注者が受注者に伝えるものとする。

(2) 路上喫煙実態調査業務

受注者は、従事者一名を配置し、以下の表のとおり通行者数及び路上喫煙者数の計測を実施するものとする。

表 実態調査の項目と内容

| 項目 | 内容 |
|--------|---|
| 業務詳細 | 以下の①から③まで実施すること。 ① 通行者数及び路上喫煙者数の計測を同時に目視で実施すること。 ② 計測した通行者数及び路上喫煙者数を記録すること。 ③ その他発注者が指示すること。 |
| 場所 | 4(2)に示す駅前8箇所 ^{※6} 。 |
| 期間 | 各年度1回ずつ実施すること。詳細な時期については、発注者と受注者が協議の上、決定すること。 |
| 時間 | 一つの駅前において、1回あたり連続した1時間 ^{※7} とすること。 |
| 時間帯・回数 | 一つの駅前において、合計2回実施し、平日について以下のとおり実施すること。 I 朝方の一時間 ^{※7} : 1回 II 夕方の一時間 ^{※7} : 1回 |
| 備考 | 以下の①から③までを留意すること。 ① 当業務は、指導員ではない者が従事者として実施することを妨げない。 ② 各地点の調査においては、駅前8箇所すべてを同日に実施する必要はない。 ③ 啓発ベスト等は、実態調査の主旨に鑑みて着用しないものとする。 |

※6 各地点の詳細は、別途発注者が受注者に伝えるものとする。

※7 時間帯の詳細は、別途発注者が受注者に伝えるものとする。

7 業務計画書の提出

- (1) 受注者は、指導及び啓発業務について、月ごとに業務計画書を作成し、前月25日までにこれを発注者に提出しなければならない。なお、25日が閉庁日である場合は、直前の開庁日とする。ただし、履行初月の業務計画書の提出については、この限りではない。
- (2) 受注者は、路上喫煙実態調査業務について、業務計画書を作成し、これを遅滞なく発注者に提出しなければならない。
- (3) 受注者は、(1)及び(2)の業務計画書に基づいた日程で業務を実施するものとするが、天候不良等のやむを得ない場合は発注者と受注者が協議の上、この日程を変更することができる。

8 業務報告書の提出

- (1) 受注者は、実施した指導及び啓発業務について、1回ごとに指導内容やGPS移動経路の記録、その他発注者が指示する項目等を記載した業務報告書を作成し、これを遅滞なく発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、実施した路上喫煙実態調査業務について、通行者数や路上喫煙者数、その

他発注者が指示する項目等を記載した業務報告書を作成し、これを遅滞なく発注者に提出するものとする。

9 その他業務に関連する事項

- (1) 受注者は、指導員が病気、その他の事由により業務に支障をきたすおそれのある場合は、直ちに代替の指導員を配置する等万全の措置を講じるものとする。
- (2) 受注者は、指導員の追加の必要性が生じたときは、5(1)と同様に発注者に対して速やかに報告を行い、発注者は指導員証を発行し受注者に交付するものとする。
- (3) 受注者は、経年劣化による貸与品の消耗や破損等により業務の履行に支障をきたす場合は、速やかに発注者に報告し、発注者は、同等品と交換するものとする。ただし、受注者が貸与品を受注者の責に帰すべき理由により損傷し、又は紛失した場合は、受注者は発注者に速やかにその代品を納め、又は原状に復して返却するものとする。
- (4) 受注者は、貸与品のうち啓発ベストと啓発帽子については、履行終了後、速やかにクリーニングを実施した上で、発注者に返却するものとする。
- (5) 受注者は、業務の履行に際して、発注者の信用を失墜する行為を行ってはならない。
- (6) 受注者は、業務の履行に際して、トラブルが生じた場合は、速やかに発注者に報告するものとする。
- (7) 受注者は、業務の履行に際して、受注者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与え、またはその他のトラブルが生じた場合は、受注者がその責任を負い、損害の補償及び賠償を行うものとする。
- (8) 仕様書に関して、定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、これを決定する。

別紙 「市内路上喫煙禁止区域」

